

### 別紙-3 廃棄物の海洋投入処分に関する計画変更の内容

#### (1) 海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

(変更前) 5ヶ年で 24,920m<sup>3</sup>

(変更後) 5ヶ年で 139,583m<sup>3</sup>

#### (2) 単位期間において海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
(変更前)	4,984m <sup>3</sup>	4,984m <sup>3</sup>	4,984m <sup>3</sup>	4,984m <sup>3</sup>	4,984m <sup>3</sup>
(変更後)	4,850m <sup>3</sup>	8,800m <sup>3</sup>	41,978m <sup>3</sup>	41,978m <sup>3</sup>	41,978m <sup>3</sup>

※1. 変更後の1年次は実績値

※2. 小数点以下の端数処理により、合計値は5ヶ年の値と一致しない。

#### (3) 廃棄物の浚渫方法

(変更前) グラブ浚渫船により海底を掘削し、横付けした土運船に浚渫土砂を積み込む。

○使用船舶：グラブ浚渫船（鋼 5.0 m<sup>3</sup>）1 隻

(変更後) 変更なし

#### (4) 廃棄物の排出方法

(変更前) 廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省 第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。なお、航行中の排出は行わない」に従い実施する。

○運搬・排出における使用船舶 底開式土運船（最大積載容量 300m<sup>3</sup>）2 隻

○排出回数 最大排出回数：2 航海/日（日最大排出量：1,200m<sup>3</sup>）

(変更後) 廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省 第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。なお、航行中の排出は行わない」に従い実施する。

○運搬・排出における使用船舶 底開式土運船（最大積載容量 500m<sup>3</sup>）2 隻

※2 隻は同時に排出しない。

○排出回数 最大排出回数：1 航海/日（日最大排出量：1,000m<sup>3</sup>）

(5) 廃棄物の排出海域

(変更前) 北緯 35° 09' 00" 東経 140° 34' 00" を中心とした半径 150m の範囲

(変更後) 北緯 35° 09' 00" 東経 140° 34' 00" を中心とした半径 250m の範囲

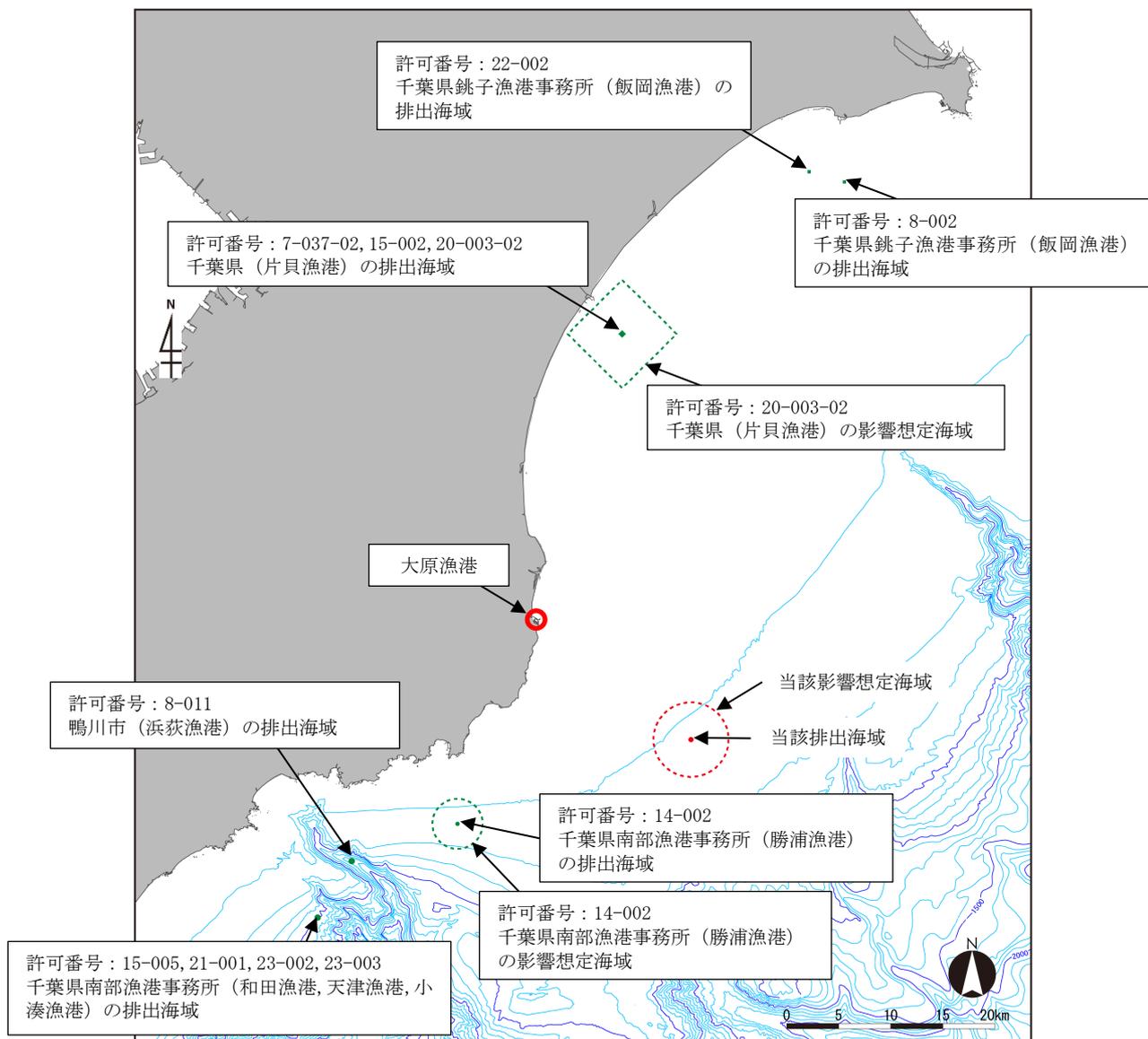
本変更申請では海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量が増加する。海底の堆積厚を減少させ環境影響を低減するため、排出海域の範囲を拡大した。なお、排出海域の中心位置は変更しない。排出海域の位置及び当該排出海域の近傍の他の排出海域を表 1 及び図 1 に示す。

表 1 当該排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量	排出海域
7-037-02	千葉県銚子漁港事務所 (片貝漁港)	2007 年 11 月 2 日から 2012 年 11 月 1 日まで	85,000m <sup>3</sup>	北緯 35° 30.466' 00"、東経 140° 29.816' 00" 北緯 35° 30.266' 00"、東経 140° 29.583' 00" 北緯 35° 30.083' 00"、東経 140° 29.816' 00" 北緯 35° 30.266' 00"、東経 140° 30.05' 00" 以上 4 点の内側
8-002	千葉県銚子漁港事務所 (飯岡漁港)	2008 年 2 月 13 日から 2013 年 2 月 12 日まで	80,000m <sup>3</sup>	北緯 35° 38' 14"、東経 140° 43' 56" 北緯 35° 38' 04"、東経 140° 43' 56" 北緯 35° 38' 04"、東経 140° 44' 08" 北緯 35° 38' 14"、東経 140° 44' 08" 以上 4 点の内側
8-011	鴨川市 (浜荻漁港)	2008 年 8 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日まで	18,000m <sup>3</sup>	北緯 35° 02' 44"、東経 140° 12' 30" を中心とした半径 300m の海域
14-002	千葉県南部漁港事務所 (勝浦漁港)	2014 年 5 月 16 日から 2017 年 3 月 31 日まで	131,000m <sup>3</sup>	北緯 35° 04' 40"、東経 140° 19' 12" を中心とした半径 200m の海域
15-002	千葉県 (片貝漁港)	2015 年 5 月 22 日から 2020 年 5 月 21 日まで	150,000m <sup>3</sup>	北緯 35° 30' 28"、東経 140° 29' 49" 北緯 35° 30' 16"、東経 140° 29' 35" 北緯 35° 30' 05"、東経 140° 29' 49" 北緯 35° 30' 16"、東経 140° 30' 03" 以上の 4 点に囲まれた海域
15-005	千葉県南部漁港事務所 (和田漁港)	2015 年 11 月 20 日から 2020 年 11 月 19 日まで	70,000m <sup>3</sup>	北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とした半径 300m の海域
20-003-02	千葉県銚子漁港事務所 (片貝漁港)	2020 年 5 月 22 日から 2025 年 5 月 21 日まで	211,680m <sup>3</sup>	北緯 35° 30' 28"、東経 140° 29' 49" 北緯 35° 30' 16"、東経 140° 29' 35" 北緯 35° 30' 05"、東経 140° 29' 49" 北緯 35° 30' 16"、東経 140° 30' 03" 以上の 4 点に囲まれた海域
21-001	千葉県南部漁港事務所 (和田漁港)	2022 年 1 月 13 日から 2026 年 11 月 30 日まで	25,520m <sup>3</sup>	北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とした半径 300m の海域
22-002	千葉県銚子漁港事務所 (飯岡漁港)	2022 年 7 月 19 日から 2027 年 7 月 18 日まで	115,285m <sup>3</sup>	北緯 35° 38' 46.94"、東経 140° 41' 41.51" 北緯 35° 38' 36.94"、東経 140° 41' 41.51" 北緯 35° 38' 36.94"、東経 140° 41' 53.51" 北緯 35° 38' 46.94"、東経 140° 41' 53.51" 以上の 4 点に囲まれた海域
22-004	千葉県南部漁港事務所 (大原漁港)	2023 年 1 月 3 日から 2028 年 1 月 2 日まで	24,920m <sup>3</sup>	北緯 35° 09' 00"、東経 140° 34' 00" を中心とした半径 150m の海域
23-002	千葉県南部漁港事務所 (天津漁港)	2023 年 6 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで	26,000m <sup>3</sup>	北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" を中心とした半径 300m の海域
23-003	千葉県南部漁港事務所 (小湊漁港)	2023 年 6 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで	26,000m <sup>3</sup>	

備考) 赤枠で囲った事業が、同時期に海洋投入処分が行われる事業である。

出典) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省ウェブサイト、2023 年 11 月時点) を参考に作成



出典) 「海底地形デジタルデータ M7001」 ( (財) 日本水路協会、2015年) を参考に作成

図1 当該排出海域の近傍の他の排出海域